

第153回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2023年6月16日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

場所 大阪府堺市堺区戎島町4丁45番地の1
ホテル・アゴラリージェンシー大阪堺
3階ガーデンコート

目次

第153回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
計算書類	21
監査報告書	30
株主総会参考書類	34
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 剰余金の処分の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く）3名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役3 名選任の件	
第5号議案 補欠の監査等委員である取 締役1名選任の件	
第6号議案 役員賞与支給の件	
第7号議案 取締役に対する報酬限度の 改定の件	
第8号議案 退任取締役に対する退職慰 労金贈呈並びに役員退職慰 労金制度の廃止に伴う取締 役に対する退職慰労金打ち 切り支給の件	
第9号議案 取締役に対する業績連動型 株式報酬制度導入の件	

議決権行使期限

2023年6月15日（木曜日）午後4時45分まで

機関投資家の皆様へ
株式会社ICJが運営する「議決権電子行使
プラットフォーム」をご利用いただけます。



株式会社ニッカトー

証券コード：5367

株 主 各 位

大阪府堺市堺区遠里小野町3丁2番24号

株式会社ニッカトー
取締役社長 大西宏司

第153回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第153回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第153回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://nikkato.co.jp>)

上記ウェブサイトへアクセスして「IR情報」「IRライブラリー」を順に選択のうえ、ご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面の郵送またはインターネット等の電磁的方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、3頁に記載のいずれかの方法により、2023年6月15日（木曜日）午後4時45分までに議決権をご行使くださいませうようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月16日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪府堺市堺区戎島町4丁45番地の1
ホテル・アゴーラリージェンシー大阪堺 3階 ガーデンコート

3. 目的事項

報告事項 第153期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 剰余金の処分の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 役員賞与支給の件

第7号議案 取締役に対する報酬限度の改定の件

第8号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役に対する退職慰労金打ち切り支給の件

第9号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

以 上

① 当日株主総会にご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

② 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

③ 新型コロナウイルスに関するお知らせ

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場において感染予防のための検温やアルコール消毒等の措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



株主総会
開催日時

2023年6月16日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。

なお、この場合は、議決権行使書用紙とともに委任状のご提出が必要となります。

株主総会にご出席いただけない場合

郵送による議決権行使



議決権行使期限

2023年6月15日（木曜日）午後4時45分到着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

なお、議案につきまして賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

インターネットによる議決権行使



議決権行使期限

2023年6月15日（木曜日）午後4時45分まで

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

議決権行使書面上にスマートフォン用QRコード（ID・パスワードの入力不要）を記載しております。

なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

議決権行使のお取り扱い

- 書面とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる行使を有効といたします。また、インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われた行使を有効といたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使ウェブサイト（下記URL）へのアクセスによる議決権行使について

「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）へのアクセスにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力の上、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使の手順について

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス**
「次へすすむ」をクリック
- 2 ログインする**
お手元の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードを入力し、「次へ」をクリック
- 3 パスワードを入力**
お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力した上で、新パスワードを入力し、「登録」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

パスワードのお取り扱い

- パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

スマートフォン用QRコード読み取りによる議決権行使について（「スマート行使」）

スマートフォン用QRコード読み取りにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます（ID・パスワードの入力は不要です）。


※「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。
※「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正される場合は、お手数ですが左記の方法（議決権行使ウェブサイトへのアクセス）にてご修正いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使書用紙イメージ図



お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

 0120-768-524（平日午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様へ

株式会社IGJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の行動制限の緩和に伴い、経済活動の正常化により、消費活動も活発化され個人消費も回復傾向にあります。一方、半導体をはじめとする電子部品や材料等の供給が国際的にひっ迫し、引き続き深刻な状況が続く中、ロシアによるウクライナ侵攻が長期化していることや、原材料やエネルギー価格の高騰および為替の急激な変動等による物価上昇への不安感等、先行き不透明で予断を許さない状況下にあります。

このような状況の中、各セグメントにおいて積極的な販売活動を進めるとともに、原材料およびエネルギー価格の高騰に伴う販売価格の見直しを推し進めたことにより、当社事業全体の売上高は前年同期比7.6%増の10,733,137千円となりました。損益面につきましては、営業利益は前年同期比13.4%増の1,102,363千円、経常利益は前年同期比14.5%増の1,177,302千円、当期純利益は前年同期比24.3%増の835,360千円と増収増益となりました。

結果、当社目標数値としているROE（自己資本当期純利益率）8%以上、EPS（1株当たり当期純利益）65円以上につきまして、当事業年度の実績としてROEが6.9%と目標数値を下回り、EPSは69円99銭と目標数値を上回る結果となりました。

今後も資本の効率的な運用および利益率改善に取組み、引き続き目標数値を目指していくものであります。

事業別の概況

セラミックス事業

セラミックス事業につきましては、前述したとおり積極的な販売活動を進めるとともに、販売価格の見直しを推し進めた結果、売上高は前年同期比7.4%増の8,181,672千円となりました。セグメント利益については好調な受注に支えられ工場稼働率が上昇したことで前年同期比10.4%増の985,269千円となりました。

エンジニアリング事業

エンジニアリング事業につきましては、半導体・電子部品関連向け等の活発な市況に支えられ好調に推移しました結果、売上高は前年同期比8.2%増の2,551,465千円となりました。セグメント利益については増収効果が大きく前年同期比46.7%増の117,094千円となりました。

事業別売上高

		金額(千円)	構成比(%)
セラミックス事業	機能性セラミックス	340,949	3.2
	耐摩耗セラミックス	5,583,789	52.0
	耐熱セラミックス	2,055,746	19.1
	理化学用陶磁器その他	201,186	1.9
	小計	8,181,672	76.2
エンジニアリング事業	加熱装置	796,029	7.4
	計測機器その他	1,755,436	16.4
	小計	2,551,465	23.8
合計		10,733,137	100.0

研究開発の状況

CO₂排出量削減による気候変動の低減に努めることは、企業経営において非常に重要な課題であると認識しております。そのため、当社では製品の製造における原材料から製品に至るまで環境負荷低減を十分に意識し、原材料の効率的な使用や焼成におけるエネルギーの有効的な使用に向けたプロセス開発に加え、リサイクル・リユースの推進を積極的に進めており、また、お客様で使っていただく製品についても品質はもとより長寿命化を実現することで顧客の製造工程における環境負荷低減に貢献すべく、製品改良・開発に鋭意努めております。

また、新製品の開発につきましてもカーボンニュートラルを見据えて、環境・エネルギー及び情報通信をキーワードに熱エネルギーの有効利用を図るための蓄熱・熱処理システムをサポートする耐熱・耐食性セラミック材料の開発や電子部品はじめとする先端材料の高性能化を導き出す耐摩耗製品を大学と連携した研究開発体制により積極的に進めております。

当事業年度における研究開発費は237,373千円であります。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資額（無形固定資産含む）は316,420千円であります。

主な設備投資の内容は、生産体制の拡充と合理化及び既存設備の更新を目的とし、堺・東山両工場に成形設備、焼成設備及び検査・分析設備を中心に実施しました。

なお、当事業年度の減価償却費は628,768千円であります。

(3) 資金調達の状況

特記事項はありません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行動制限等の3年間は、社会課題や環境問題への取組みが企業の持続的な成長への大きな要因となることを警鐘し、また、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化及び米中関係の悪化等に起因する世界の分断リスク、それに伴うエネルギー及び原材料の高騰、そして為替レートの急激な変動等々、様々な要因が複雑に影響し合い、先行きの見通しが非常に予測しづらい状況にあります。そのような状況の中、短期的には当社の主力販売先である電子部品業界の足元の生産調整等の影響があり厳しい展開になるものと予測しておりますが、一方高騰を続けていたエネルギー価格の一部低下及び地道に取り組んでいる販売価格への転嫁による一定の効果を見込むとともに、引き続き生産効率の改善等に努めてまいります。また、社会課題や環境問題への取組を実行していくには、人財への投資が重要な要素であるとともに、企業価値向上に必要な要素として、キャッシュ・フローの大宗を環境投資とともに人材投資に活用してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

項 目	期 別	第150期	第151期	第152期	第153期
		(2020年3月期)	(2021年3月期)	(2022年3月期)	(当事業年度) (2023年3月期)
売 上 高(千円)		9,329,618	8,654,588	9,978,775	10,733,137
経 常 利 益(千円)		752,367	439,799	1,027,914	1,177,302
当 期 純 利 益(千円)		441,068	274,575	671,884	835,360
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		36.95	23.00	56.29	69.99
純 資 産(千円)		10,865,165	11,429,965	11,786,460	12,393,613
総 資 産(千円)		15,220,841	15,930,202	16,533,730	16,894,948

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。
 2. 第152期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第152期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。なお、これによる財産及び損益に与える影響はありません。

(6) 主要な事業内容

当社はセラミックス及び計測機器・加熱装置の製造・販売を主な事業としており、品種別の主要な製品・商品は次のとおりであります。

区 分		主 要 商 品 製 品
セラミックス事業	機能性セラミックス	ケラマックス発熱体、酸素センサ、燃料電池部材、セラミックスフィルター
	耐摩耗セラミックス	粉碎用ボール及び部材、ボールミル、ノズル、摺動部材、ベアリングボール
	耐熱セラミックス	熱電対用保護管、絶縁管、炉芯管、搬送用ローラ、熱処理用容器・道具材
	理化学用陶磁器 そ の 他	蒸発皿、るつぼ、燃焼用ポート、実験用陶磁器 特殊耐火物るつぼ・容器、レンガ、耐熱セメント
エリンジニア事業	加 熱 装 置	各種電気炉、ケラマックス電気炉、単結晶育成炉、熱処理装置
	計 測 機 器	温度センサ、応力測定機器、計測機器、計測制御装置
	そ の 他	理化学用品

(7) 主要な営業所及び工場

(当 社) 本 社：大阪府堺市
東京管理本部：東京都文京区
セラミックス 営業本部：大阪府堺市
名古屋営業所：愛知県名古屋市
九州営業所：福岡県福岡市
厚木営業所：神奈川県厚木市
堺 工 場：大阪府堺市
東 山 工 場：大阪府堺市

(8) 従業員の状況

従 業 員 数		前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男 性	224名	4名減	40才1ヵ月	18年1ヵ月
女 性	64名	3名減	40才1ヵ月	17年4ヵ月
合計または平均	288名	7名減	40才1ヵ月	17年11ヵ月

(注) 上記従業員数にはパートタイマー38名、嘱託4名、契約社員21名を含んでおりません。

(9) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	874,600千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	275,028千円
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	6,500千円

(注) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行の株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱UFJ銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当期末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高は以下のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,000,000千円
借入実行残高	400,000千円
差引額	600,000千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 37,280,000株
- (2) 発行済株式総数 11,935,457株
(自己株式200,238株を除く。)
- (3) 株 主 数 3,726名
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ニ ッ カ ト ー 取 引 先 持 株 会	771千株	6.5%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	625	5.2
東 ソ ー 株 式 会 社	599	5.0
株 式 会 社 チ ノ ー	574	4.8
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	499	4.2
ニ ッ カ ト ー 従 業 員 持 株 会	410	3.4
株 式 会 社 共 和 電 業	400	3.4
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	353	3.0
株 式 会 社 ツ バ キ ・ ナ カ シ マ	300	2.5
西 村 隆	290	2.4

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は自己株式200,238株を保有しております。
 3. 持株比率は自己株式を控除し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 西 宏 司	
常 務 取 締 役	濱 田 悦 男	経理部長
取 締 役	土 井 祐 二	総務部長
取 締 役	安 岡 廣	東京管理本部長兼エンジニアリング部構造改革担当部長
取 締 役	原 田 俊 和	セラミックス営業本部長
取 締 役	田 邊 絵 理 子	弁護士
取 締 役 員 (監 査 等 委 員)	飴 山 久 道	
取 締 役 員 (監 査 等 委 員)	西 村 元 昭	弁護士
取 締 役 員 (監 査 等 委 員)	白 間 真 次	税理士法人ゆびすい社員

- (注) 1. 2022年6月17日開催の第152回定時株主総会において田邊絵理子氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 当社は常勤者の有する高度な情報収集力に基づく質の高い情報収集が可能になること、内部統制システムの活用や、会計監査人及び内部統制所管部門等との連携においても常勤の監査等委員の役割・活動が重要であること等の理由により監査等委員会の組織として常勤を置いております。取締役飴山久道氏が、常勤の監査等委員であります。
3. 取締役田邊絵理子氏、取締役（監査等委員）西村元昭、白間真次の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役にあります。なお、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役の取締役会等への活動状況

氏 名	出席状況及び発言状況
田 邊 絵 理 子	就任後開催の取締役会13回全てに出席し主に弁護士としての専門的見地からの経営に有益な助言・提言を適宜行っております。
西 村 元 昭	当期開催の取締役会17回全てに出席し主に弁護士として専門的見地から経営に有益な助言・提言を行い、また、監査等委員会9回全てに出席し監査意見の形成に有益な発言を適宜行っております。
白 間 真 次	当期開催の取締役会17回全てに出席し主に税理士として専門的見地から経営に有益な助言・提言を行い、また、監査等委員会9回全てに出席し監査意見の形成に有益な発言を適宜行っております。

5. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
- 田邊絵理子氏は、弁護士として専門分野である知財関連や労務関連等にも知見や経験を有しており、当社の持続的成長や企業価値向上に向けた様々な取組や経営に対する適切な助言や提言を行っていただくことにより会社経営および当社取締役会の機能強化を図っております。
- 西村元昭氏は、弁護士として法務面の専門的見地と豊富な経験を有しており中立的および客観的な立場から、取締役の職務執行を監査・監督していただくことにより会社経営および当社取締役会の機能強化を図っております。
- 白間真次氏は、税理士として豊富な経験と専門知識を有しており、主に財務および会計ならびに税務に関する確かな提言と、独立した立場から取締役の職務執行を監査・監督していただくことにより会社経営および当社取締役会の機能強化を図っております。
6. 責任限定契約内容の概要
- 当社は、社外取締役と会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度として責任を負担する責任限定契約を締結しております。

(2) 取締役および監査等委員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、2015年6月19日開催の第145期定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内（監査等委員である取締役を除く報酬限度額100,000千円）で取締役（監査等委員である取締役を除く）の各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、その報酬の限度内において、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬により構成し、監査等委員である取締役およびその社外取締役は、監査等委員の報酬限度内（監査等委員である取締役の報酬限度額30,000千円）において、職務分担を勘案し、監査等委員の協議により、その職務に鑑み、基本報酬のみの支給としております。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

③ 業績連動報酬の内容および額またはその算定方式の決定に関する方針（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益率の目標値10%に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。目標となる業績指標とその値は、適宜、環境変化に応じて指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。また、当社は取締役の中長期的な功労に対して退職慰労金制度を設定しております。

④ 金銭報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし、指名・報酬諮問委員会において検討を行なっております。代表取締役社長は指名・報酬諮問委員会の答申内容を踏まえ、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会の決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および業績連動賞与の評価配分としております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、その答申の内容に従って決定しております。

また、当該方針の決定方法は、取締役会の決議に加え、指名・報酬諮問委員会に答申を得て決定しております。

⑥ 指名・報酬諮問委員会の活動状況

「指名・報酬諮問委員会」は、取締役会の諮問機関として、役員報酬制度・評価制度の構築・改定にかかる審議や評価結果、固定報酬、業績連動報酬の妥当性に関する審議を実施しております。その活動は、基本年2回程度実施しておりますが、必要に応じ柔軟に委員会を開催し、報酬制度の見直し改定を行いません。

⑦ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員であるものを除く。) (うち社外取締役)	92,228 (3,000)	50,200 (3,000)	29,570 (—)	12,458 (—)	6 (1)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	21,720 (10,800)	21,720 (10,800)	— (—)	— (—)	3 (2)

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額の総額は39,065千円であり、上記支給額には含まれておりません。
2. 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬限度額は、2015年6月19日開催の第145回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く) の員数は6名 (うち、社外取締役1名) であります。
また、監査等委員である取締役の報酬限度額も同様に、2015年6月19日開催の第145回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名 (うち、社外取締役2名) であります。
3. 業績連動報酬は、本総会にて決議予定の役員賞与29,570千円 (取締役 (監査等委員である取締役を除く)) であります。取締役 (監査等委員である取締役を除く) に対する賞与支給は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標 (KPI) を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益率の目標値10% (当事業年度実績10.3%) に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給するもので、「取締役および監査等委員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針」に基づいております。
4. 退職慰労金は、当期中に計上した役員退職慰労引当金繰入額12,458千円 (監査等委員である取締役を除く) であります。退職慰労金は、「取締役および監査等委員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針」および「退職慰労金制度」に基づき、当期中に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
5. 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の個人別の報酬額については取締役会の決議に基づき代表取締役社長大西宏司がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および業績連動賞与の評価配分としております。これらの権限を委任した理由として、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとするため、代表取締役社長が最も適しております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、その答申内容が方針に沿っており、「取締役および監査等委員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針」に基づいていると判断しております。
6. 監査等委員である取締役およびその社外取締役は、監査等委員の報酬限度内において、職務分担を勘案し、監査等委員の協議により、その職務に鑑み、基本報酬を決定するものとしており、「取締役および監査等委員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針」に基づいております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

清稜監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

19,000千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計

19,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っているためであります。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査等委員会と協議し、その意見を十分考慮して検討いたします。

(2) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とします。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、当社の業務執行にかかわる役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査等委員会の意見を聴取するものとします。

(3) 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制

- ① 取締役及び使用人は、監査等委員会の定める所に従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととします。
- ② 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとします。
 - (a) 当社の内部統制システムの構築に関する部門の活動状況
 - (b) 当社の内部監査部門の活動状況
 - (c) 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - (d) 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - (e) 内部通報制度の運用及び通報の内容
 - (f) 監査等委員会から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付

(4) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人等の不正行為を発見した場合の通報窓口「ヘルプライン」を開設しております。「ヘルプライン」その他直接間接に監査等委員会に報告した者への不利益な扱いを禁止します。

(5) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行に関する費用等の請求については、監査等委員会の職務の執行に関するものでないことが明らかである場合を除き、会社法第399条の2第4項に基づき速やかにかつ適正に処理します。

(6) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会が期初に策定した監査方針、監査計画に基づき実施される監査の実効性を高めるため、社長が監査上の重要問題、監査環境の整備等の意見交換のために監査等委員会と定期的な会合を実施する。会合を通じて監査の実効性確保に係る監査等委員会の意見を十分に尊重します。

また、内部監査部門及び会計監査人は、監査結果の報告や定期的な会合により、監査等委員会との連携を図ります。

(7) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主や取引先をはじめ地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、コンプライアンス規程を制定・施行し、取締役ならびに使用人が法令・定款を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化に取り組むなど、内部統制システムの充実に努めます。

使用人に対しては、コンプライアンスを重視したニッカトーCSR行動規範・規準を策定、研修を実施します。

(8) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の業務執行に係る情報・文書の取扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理（廃棄を含む）の運用を実施し、また必要に応じて各規程等の整備・運用を強化します。

(9) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各担当部署においてリスク要因に対する管理プログラムを策定し、リスクに関する規程の整備・運用を強化します。組織横断的リスク状況の監視及び全般的な対応方針をリスク管理委員会にて行うものとします。また、新たに生じたリスクについては危機管理規程に基づき、危機管理委員会を設置し、速やかに対応にあたります。

(10) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき、各業務執行ラインが目標達成のための行動を行います。また、経営目標が予定どおりに進捗しているか業務報告を通じて定期的に検証を行います。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められた事項及びその付議基準に該当する事項について全て取締役会に付議することを遵守します。

日常の職務の執行に際しては、業務執行取締役の担当業務を明確化させるとともに、IT化推進による情報共有により迅速な意思決定と効率的な業務執行を実施します。

(11) 企業における業務の適正を確保するための体制

当社は、コンプライアンスを重視したニッカトーCSR行動規範・規準を準用し、法令及び企業倫理遵守の徹底を図ります。また、当社内部監査室による定期的な監査を実施し、強力な管理体制を維持します。

(12) 財務報告の適正を確保するための体制の整備

財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制を有効なものとするため、経理部及び内部監査室を中心に評価・報告体制を整備します。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

内部監査室において、社内各部署が法令、定款、社会規範、社内規程に従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切な牽制が働いているか否かを、監査等委員会との相互協力の上、書類の閲覧及び実地調査をしております。

上記活動に基づき内部監査報告書や内部統制評価の状況報告書を作成し、取締役会等で報告しております。

6. 会社の支配に関する方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針並びに不適切な者によって支配されることを防止するための取組み等を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りです。

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業特性ならびに株主の皆様やお取引先をはじめ地域社会、従業員等の各ステークホルダーとの間に築かれた関係や当社の企業価値を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保し、継続的もしくは持続的に向上させる者であることが必要と考えております。

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われた際に、これに応じられるかどうかは、最終的には株主の皆様のご自由な意思と判断によるべきものであると考えております。また、当社は大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から見て当社の企業価値及び株主共同の利益に明白な侵害をもたらすものがあることも否定出来ません。

したがって、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような大規模買付に対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 買取防衛策についての取組み

上記基本方針に基づき、当社取締役会は、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買取防衛策）」（以下、現行プランといいます。）を2018年6月22日開催の第148回定時株主総会において、出席株主の皆様のご承認を得て継続しました。この買取防衛策は、有効期限が2021年6月30日までに開催される第151回定時株主総会終結の時までとしておりましたので、当社の企業価値及び株主共同の利益を更に向上させるために第151回定時株主総会において第148回定時株主総会と同様に出席株主の皆様の過半数のご承認を得て買取防衛策を継続しました。（以下、継続後のプランを本プランといいます。）

①本プランの概要

(a) 本プランの発動に係る手続きの設定

本プランは、当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合には、買付等を行う者またはその提案者（以下併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集や検討等を行う期間を確保し、また株主の皆様当社取締役会の計画や代替案等を提示するなど、買付者等との交渉等を行う場合の手続きを定めております。

また、本プランにおいて対抗措置を実施する場合など重要な判断に際しては、独立委員会の客観的な判断を経ることとしております。これに加え独立委員会が本対抗策の実施に関する株主の皆様のご意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会は係る株主総会を招集するものとされております。

(b) 対抗措置（新株予約権無償割当）について

買付者等の行為が、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なう恐れがあると独立委員会が判断し、本対抗策の実施に関する株主の皆様のご意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会は係る株主総会を招集し株主総会の決議により、買付者等が権利行使できない新株予約権を当社取締役会が定める一定の日における全ての株主に対して、所有する当社の普通株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で新株予約権の無償割当をいたします。

(c) 独立委員会の設置

本プランの導入に当たり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しています。独立委員会は、社外の有識者の中から選任されます。なお、現在の独立委員会は、以下のとおり社外の有識者3名により構成されています。

《独立委員会メンバー》

- ・有識者：北林 博（弁護士）
- ・有識者：藤巻一雄（弁護士）
- ・有識者：渡辺浩教（公認会計士、税理士）

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに基づき、新株予約権の無償割当がなされ、買付者等以外の株主により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに買付者等以外の株主に対して当社株式が交付された場合は、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は希釈化されることとなります。

②大規模買付行為に係る手続き

(a) 対象となる大規模買付行為等

当社は、本プランに基づき、以下の(イ)または(ロ)に該当する買付等がなされた場合に、本プランに定める手続きに従い本新株予約権の無償割当を実施することがあります。

(イ)当社が発行者である株式等について、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付等

(ロ)特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等

(b) 大規模買付者に対する情報の提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、事前に当社に対して本プランに定める手続きを遵守する旨の「意向表明書」を提出していただきます。

当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領後に、適宜提出期限を定めた上、当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該買付者に交付し、当該買付者に対しリストに従った情報を提供していただきます。なお、独立委員会は、当社取締役会を通じ、本必要情報の提供を受けるものとします。

(c) 大規模買付行為の内容の検討及び大規模買付者との交渉、代替案の検討等

当社取締役会及び独立委員会が、大規模買付者から十分な情報提供がなされたと判断した場合は、当社取締役会は、本必要情報提供完了後60日間（対価を現金のみとする公開買付）または90日間（その他）の検討期間を設定します。ただし、さらに大規模買付行為の内容の検討や大規模買付者と交渉する代替案の作成等に必要場合は、検討期間を延長することができるものとします。

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合、当社取締役会は独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で対抗措置発動の可否を判断します。

また、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、当社取締役会是对抗措置を採る場合があります。

(d) 本プランの有効期限、廃止及び変更

本プランの有効期限は2024年6月30日までに開催される第154回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、有効期限の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議がなされた場合は、本プランはその時点で廃止されるものとします。

③本プランが基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

(a) 基本方針に沿うもの

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」及び経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容に十分配慮したもので、前述した当社の基本方針にも沿うものです。

(b) 株主共同の利益を損なうものでないこと

大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の判断に委ねることを基本とし、当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間の確保、大規模買付者との交渉を行うこと等を可能にすることで当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的で導入されたものであり、株主共同の利益を損なうものではありません。

(c) 当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

本プランの導入・継続は、当社取締役会の決議だけでなく、株主総会での承認を要すること、すなわち株主の意思に基づくものになっております。

また、当社取締役の任期を1年に短縮したことにより、毎年の取締役の選任を通じて、本プランに対する株主の意向を反映できます。

さらに、本プランの発動等の運用に際しては当社取締役会の恣意的判断を排除するために独立委員会を設置していますので、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではなく、スローハンド型（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

以上のとおり、本プランには当社役員の地位の維持を目的として対抗措置が発動されることはありません。

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)	科 目	金 額(千円)
(資 産 の 部)	16,894,948	(負 債 の 部)	4,501,334
流 動 資 産	10,253,516	流 動 負 債	3,604,874
現 金 及 び 預 金	3,508,317	電 子 記 録 債 務	426,421
受 取 手 形	423,986	買 掛 金	1,585,364
電 子 記 録 債 権	775,680	短 期 借 入 金	400,000
売 掛 金	2,385,352	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	220,892
商 品	66,318	営 業 外 電 子 記 録 債 務	63,066
製 品	1,157,698	未 払 金	320,722
原 材 料	322,022	未 払 消 費 税 等	20,308
仕 掛 品	1,377,766	未 払 法 人 税 等	225,961
貯 蔵 品	204,781	預 り 金	17,880
未 収 入 金	5,053	賞 与 引 当 金	286,870
前 払 費 用	20,856	役 員 賞 与 引 当 金	33,414
そ の 他	5,681	そ の 他	3,974
固 定 資 産	6,641,431	固 定 負 債	896,459
有 形 固 定 資 産	4,585,160	長 期 借 入 金	535,236
建 物	2,317,275	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	111,044
構 築 物	125,684	預 り 保 証 金	86,643
機 械 装 置	1,078,082	資 産 除 去 債 務	61,056
車 両 運 搬 具	2,740	繰 延 税 金 負 債	101,794
工 具、器 具 及 び 備 品	121,628	そ の 他	684
土 地	904,808	(純 資 産 の 部)	12,393,613
建 設 仮 勘 定	33,321	株 主 資 本	11,831,583
そ の 他	1,618	資 本 金	1,320,740
無 形 固 定 資 産	147,911	資 本 剰 余 金	1,225,438
ソ フ ト ウ ェ ア	143,778	資 本 準 備 金	1,088,420
そ の 他	4,132	そ の 他 資 本 剰 余 金	137,017
投 資 そ の 他 の 資 産	1,908,359	自 己 株 式 処 分 差 益	137,017
投 資 有 価 証 券	1,799,028	利 益 剰 余 金	9,373,069
前 払 年 金 費 用	75,865	利 益 準 備 金	205,810
保 証 金	28,970	そ の 他 利 益 剰 余 金	9,167,259
そ の 他	4,495	別 途 積 立 金	5,100,000
資 産 合 計	16,894,948	繰 越 利 益 剰 余 金	4,067,259
		自 己 株 式	△87,665
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	562,030
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	562,030
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	16,894,948

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

科 目	金 額(千円)	
売 上 高		10,733,137
売 上 原 価		8,145,658
売 上 総 利 益		2,587,479
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,485,115
営 業 利 益		1,102,363
営 業 外 収 益		89,698
受 取 利 息 及 び 配 当 金	62,077	
受 取 保 険 金	10,106	
そ の 他	17,514	
営 業 外 費 用		14,759
支 払 利 息	7,754	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ	5,499	
そ の 他	1,505	
経 常 利 益		1,177,302
特 別 損 失		2,505
固 定 資 産 廃 棄 損	2,505	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,174,797
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税		351,000
法 人 税 等 調 整 額		△11,563
当 期 純 利 益		835,360

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
		自己株式 処分差益			別途積立金	繰越利益 剰 余 金
当 期 首 残 高	千円 1,320,740	千円 1,088,420	千円 137,017	千円 205,810	千円 5,100,000	千円 3,494,478
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△262,580
当 期 純 利 益						835,360
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	572,780
当 期 末 残 高	1,320,740	1,088,420	137,017	205,810	5,100,000	4,067,259

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	千円 △87,665	千円 11,258,802	千円 527,657	千円 11,786,460
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△262,580		△262,580
当 期 純 利 益		835,360		835,360
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			34,372	34,372
当 期 変 動 額 合 計	—	572,780	34,372	607,153
当 期 末 残 高	△87,665	11,831,583	562,030	12,393,613

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
 - ① 市場価格のない株式等以外のもの
 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ② 市場価格のない株式等
 移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 商品・製品・原材料・仕掛品
 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - (2) 貯蔵品
 最終仕入原価法に基づく原価法
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 建物及び構築物 10～50年
 機械装置 9年
 - (2) 無形固定資産
 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等については財務内容評価法等により、また一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（退職給付に係る期末自己都合要支給額）及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が退職給付債務の額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。
 - (5) 役員退職慰労引当金
 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び理事の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規程及び理事規程に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
セラミックス事業においては、セラミックス製品の製造及び販売を行っており、製品の販売は、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内向け販売については、出荷時点で収益を認識しております。
エンジニアリング事業は、加熱装置や計測機器その他商品を仕入れし販売を行っており、商品の販売は、顧客に製品を引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。
6. 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理
資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の費用として処理しております。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解
当社は、セラミックス事業、エンジニアリング事業を営んでおり、各事業の主な財またはサービスの種類は、セラミックス製品及び加熱装置・計測機器その他商品であります。
また、各事業の売上高はセラミックス事業8,181,672千円、エンジニアリング事業2,551,465千円であります。なお、詳細については事業報告に記載の「事業別売上高」をご参照ください。
2. 収益を理解するための基礎となる情報
「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 棚卸資産の評価
 - (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
製品 1,157,698千円
仕掛品 1,377,766千円
 - (2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法
棚卸資産は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により評価しており、取得原価と当事業年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価しております。当事業年度の評価損の金額は71,209千円であります。
 - (3) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
当社は顧客ニーズの状況に応じてある程度の見込み生産を行うことがあり、保有期間が長期に亘る棚卸資産は、将来の使用見込み等を鑑みて適宜廃棄処分を行っております。棚卸資産の正味売却価額は、様々な顧客ニーズの状況や経済環境の変化の影響を受けるため、直近の販売実績等を基礎として算出しております。
 - (4) 翌事業年度の計算書類に与える影響
今後の顧客ニーズの状況や経済環境の変化が生じた場合には、追加の棚卸資産の評価損が計上される可能性があります。
2. 繰延税金資産
 - (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金負債 101,794千円
(注) 繰延税金資産・繰延税金負債は相殺表示しております。
 - (2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法
繰延税金資産は、入手可能な将来の課税所得の見積りからその回収可能性が見込めないと考えられる場合には、評価性引当額の計上により繰延税金資産の金額を減額しております。

- (3) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
当社は、繰延税金資産の回収可能性等に関する見積りは、中期経営計画を基礎とし将来の課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産を計上しております。
- (4) 翌事業年度の計算書類に与える影響
繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りを前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

- 有形固定資産減価償却累計額 12,097,871千円
- 投資有価証券のうち56,564千円は、電子記録債務82,174千円及び買掛金64,831千円の担保に供しております。
- 国庫補助金の受入により工具、器具及び備品の取得価額から控除した金額の累計額は55,338千円であります。
- 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行の株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱UFJ銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。
貸出コミットメントの総額 1,000,000千円
借入実行残高 400,000千円
差引額 600,000千円
- 担保受入金融資産
売掛債権の担保として受け入れている自由処分権のある有価証券の時価は30,682千円であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	12,135千株	— 千株	— 千株	12,135千株

- 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	200千株	— 千株	— 千株	200千株

- 当事業年度中に行った剰余金の配当

- (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2022年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	143,225千円	12.00円	2022年3月31日	2022年6月20日
2022年11月1日 取締役会	普通株式	利益剰余金	119,354千円	10.00円	2022年9月30日	2022年12月1日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	155,160千円	13.00円	2023年3月31日	2023年6月19日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	87,839千円
未払事業税	16,179千円
役員退職慰労引当金	34,001千円
資産除去債務関係	15,180千円
棚卸資産収益性低下による簿価切下げ	21,804千円
投資有価証券評価損	26,216千円
その他	3,965千円
繰延税金資産小計	205,187千円
評価性引当額	△48,020千円
繰延税金資産合計	157,167千円
繰延税金負債	
前払年金費用	23,229千円
その他有価証券評価差額金	235,731千円
繰延税金負債合計	258,961千円
繰延税金負債の純額	101,794千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
試験研究費税額控除	△0.9%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3%
賃上げ促進税制税額控除	△2.0%
評価性引当額	△0.1%
住民税均等割	0.7%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.9%

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主要仕入先や販売先に対する取引基盤拡大の観点から投資有価証券を保有しておりますが、それ以外はリスクの少ない預金や債権の金融商品に限定し資金運用しております。また、資金調達については、金融機関からの長・短借入による方針であります。

なお、安全性重視のためリスクのあるデリバティブ商品は利用しない方針としております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

まず運用面では、現金及び預金があります。これは、手許現金と金融機関に預金している当座預金等の流動性預金と定期預金であり、ペイオフの事態以外に原則リスクはないと判断しております。次に受取手形、電子記録債権、売掛金がありますが、顧客に対する信用リスクの問題が生じます。投資有価証券については、当該企業の業績リスクとそれに伴う株価変動リスクを有しております。

調達面では、まず電子記録債務、営業外電子記録債務、買掛金、未払金がありますが、これは2～3ヶ月の短期もので、このリスクは当社支払能力の問題です。次に金融機関からの長期・短期借入金ですが、金利の変動リスクが発生します。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

受取手形、電子記録債権、売掛金に対する顧客信用リスクについては、当社の与信管理規程に基づき、リスク管理を徹底し、リスク発生を回避しております。投資有価証券に対するリスクに対しては、当該企業業績や株価の動向を常時注視し、最悪の事態にならないよう早期の対策を打つ方針であります。

電子記録債務、営業外電子記録債務、買掛金、未払金に対しては、当社は支払いに備え常時その残高を上回る流動性預金を確保しております。借入金については、流動性リスクにさらされておりますが、定期的に資金繰表を作成し管理いたしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
その他有価証券	1,799,028千円	1,799,028千円	—
資 産 計	1,799,028千円	1,799,028千円	—
長期借入金	756,128千円	756,091千円	△36千円
負 債 計	756,128千円	756,091千円	△36千円

(注1) 現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、電子記録債務、買掛金、短期借入金、営業外電子記録債務、未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定日

	1 年 以 内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年 超
現金及び預金	3,508,317千円	—	—	—
受取手形及び電子記録債権	1,199,666千円	—	—	—
売掛金	2,385,352千円	—	—	—

(注4) 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1 年 以 内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年 超
短期借入金	400,000千円	—	—	—	—	—
長期借入金	220,892千円	214,392千円	214,392千円	106,452千円	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,799,028千円	—	—	1,799,028千円
資産合計	1,799,028千円	—	—	1,799,028千円

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	—	756,091千円	—	756,091千円
負債合計	—	756,091千円	—	756,091千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,038円39銭
1株当たり当期純利益	69円99銭

(算定基礎)

(1) 1株当たり純資産額	
純資産の部の合計	12,393,613千円
普通株式に係る純資産額	12,393,613千円
普通株式の発行済株式数	12,135千株
普通株式の自己株式数	200千株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	11,935千株
(2) 1株当たり当期純利益	
当期純利益	835,360千円
普通株式に係る当期純利益	835,360千円
普通株式の期中平均株式数	11,935千株

独立監査人の監査報告書

2023年5月1日

株式会社ニッカトー
取締役会 御中

清稜監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 小 田 利 昭
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 卯 野 貴 志
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニッカトーの2022年4月1日から2023年3月31日までの第153期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第153期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した新たな監査手法「リモート監査」も活用しながら、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月1日

株式会社ニッカトー監査等委員会

監査等委員(常勤) 飴山久道 ㊟

監査等委員 西村元昭 ㊟

監査等委員 白間真次 ㊟

(注)1. 監査等委員西村元昭及び白間真次は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

執行役員制度の導入に伴い、現行定款第19条の取締役の員数を現在の13名以内から10名以内に変更するとともに、変更案第23条において執行役員に関する規程を新設し、これに伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>13名</u> 以内とする。 (新設)	第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>10名</u> 以内とする。 (執行役員) <u>第23条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。</u> <u>取締役会は、その決議によって役付執行役員を選定することができる。</u>
第23条から第38条 (条文省略)	第24条から第39条 (現行通り)

第2号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、安定した配当を継続することを基本方針とし、経営成績及び今後の事業展開を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金13円

総額 155,160,941円

(注) 中間配当を含めた当期の年間配当は、1株につき金23円(前期は20円)となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月19日

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）6名全員が本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、執行役員制度を導入することに伴い、取締役構成数を減員し、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	おおにしひろし 大西宏司 (1958年3月15日生)	1981年4月 当社入社 1998年4月 当社研究開発部長 2003年6月 当社理事研究開発部長 2010年6月 当社取締役研究開発部長 2016年4月 当社取締役生産本部長兼生産管理部長 2016年6月 当社常務取締役生産本部長兼生産管理部長 2017年6月 当社代表取締役常務生産本部長兼生産管理部長 2018年6月 当社代表取締役社長（現任）	32,200株
2	はまだえつお 濱田悦男 (1964年5月26日生)	1987年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2008年4月 同行池田支店長 2011年6月 同行丸の内中央支店長 2013年4月 同行難波支店長 2016年5月 当社入社 当社経理部担当部長 2017年6月 当社取締役経理部長 2021年6月 当社常務取締役経理部長（現任）	1,400株
3	たなべえりこ 田邊絵理子 (1985年1月12日生)	2011年12月 弁護士登録、中之島中央法律事務所入所 2013年2月 関西大学法科大学院アカデミックアドバイザー就任 2014年6月 経営法曹会議入会 2015年11月 東大阪市都市計画審議会委員（現任） 2018年7月 大阪国税局任期付職員（国際調査審理官）として出向 2020年7月 中之島中央法律事務所復帰 2021年1月 同法律事務所パートナー弁護士（現任） 2022年6月 当社取締役（現任）	— 株

- (注) 1. 各候補者と当会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田邊絵理子氏は社外取締役候補者であります。
同氏は弁護士として専門分野である知財関連や労務関連等にも知見や経験を有しており、当社の持続的成長や企業価値向上に向けた様々な取組や経営に対する適切な助言や監督をいただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。これらのことから引き続き、独立した立場で経営に対する適切な助言や提言をいただくことで、当社の持続的成長や企業価値向上が図れるものと期待しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
3. 田邊絵理子氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として届け出しており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当社は田邊絵理子氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社と同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員が本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであり予め監査等委員会の同意を得ております。

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	どいゆうじ 土井 祐二 (1956年10月19日)	1980年4月 朝日生命相互保険入社 2009年4月 同社埼玉西支社長 2012年4月 当社入社 総務部担当部長 2012年6月 当社取締役総務部長(現任)	23,800株
2	にしむらもとあき 西村 元昭 (1943年7月9日)	1969年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 2012年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	10,500株
3	うすましんじ 白間 真次 (1961年4月19日)	1984年3月 指吸会計センター株式会社入社 1991年1月 税理士登録 2003年1月 税理士法人ゆびすい社員(現任) 2012年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	17,600株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 土井祐二氏は新任の監査等委員である取締役(常勤)候補者であります。
3. 土井祐二氏は当社の取締役総務部長として人事・労務等々の重責を担い、豊富な知見および様々な経験を有しており、当社の企業価値向上のための適切な提言をいただけるものと判断いたしましたため選任をお願いするものであります。
4. 西村元昭および白間真次の両氏は、社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき、それぞれ独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は引続き独立役員となる予定であります。
- 両氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって8年であります。
5. 西村元昭氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられるため、2012年6月に当社監査役、2015年6月に監査等委員である取締役に就任、職務を適切に遂行しております。これらのことから引き続き、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏が監査等委員である取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって8年であります。
- 同氏は、弁護士として法務面の専門的見地と豊富な経験を有しており、中立的および客観的な立場から、取締役の職務執行を監査・監督していただくことにより会社経営および当社取締役会の機能強化を期待しております。
6. 白間真次氏は、税理士としての財務および会計ならびに税務の専門的知識と幅広い経験を有しており職務を適切に遂行できるものと判断し、2012年6月に当社監査役、2015年6月に監査等委員である取締役に就任、職務を適切に遂行しております。これらのことから引き続き、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏が監査等委員である取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって8年であります。
- 同氏は、税理士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主に財務および会計ならびに税務に関し的確な提言と、独立した立場から取締役の職務執行を監査・監督していただくことにより会社経営および当社取締役会の機能強化を期待しております。
7. 当社は会社法第427条第1項により、取締役(業務執行取締役または支配人その他使用人であるものを除く)との間に当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款により定めており、西村元昭および白間真次の両氏が再任された場合は、当社との間に責任限定契約を継続する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(ご参考) 当社取締役及び取締役（監査等委員）に求める専門性及び経験（スキル・マトリックス）

氏名	当社における地位	属性	在任期間(年)	特に専門性を発揮できる分野					指名・報酬諮問委員会
				企業経営	製造研究	営業マーケティング	財務	法務リスク管理	
大西宏司	代表取締役社長		13	●	●	●		●	●
濱田悦男	常務取締役 経理部長		6	●		●	●	●	
田邊絵理子	取締役	独立社外	1					●	●
土井祐二	取締役	常勤監査等委員	11					●	
西村元昭	取締役	独立社外 監査等委員	8					●	●
白間真次	取締役	独立社外 監査等委員	8	●			●		●

(注) 本総会において、第3号議案および第4号議案が原案どおり承認された場合の取締役会の構成となります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、その就任前に限り監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
たぶちけんじ 田淵謙二 (1959年5月18日)	1985年3月 京都大学法学部卒 1987年10月 司法試験合格 1990年4月 弁護士登録（大阪弁護士会） 1990年4月 塚口法律事務所勤務 1995年4月 田淵法律事務所開設 2001年6月 田淵・西野法律事務所開設（現在）	— 株

- (注) 1. 候補者と当会社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 田淵謙二氏は弁護士として様々な知見や幅広い見識および企業の社外取締役として豊富な経験等を有しており、当社の企業価値向上のための適切な提言をいただけるものと判断いたしましたため選任をお願いするものであります。
 3. 田淵謙二氏は社外取締役候補者であります。同氏がに選任された場合は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行う予定であります。

第6号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役5名（社外取締役1名および監査等委員である取締役3名を除く）に対し当期の業績等を勘案して役員賞与を総額29,570,000円を支給することといたしたいと存じます。

取締役（社外取締役1名および監査等委員である取締役3名を除く）に対する役員賞与支給は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益率の目標値10%に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給するもので、「取締役および監査等委員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針」に基づき、「指名・報酬諮問委員会」での審議、答申のうえ決定しており、相当であると判断しております。なお、各取締役（監査等委員を除く）に対する金額につきましては取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第7号議案 取締役に対する報酬限度の改定の件

当社の取締役の金銭報酬は、基本報酬（固定報酬）、年次賞与（業績連動報酬）および中長期を目的とした退職慰労金として、第145回定時株主総会において年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）としてご承認いただいておりますが、当社の持続的成長および企業価値向上を踏まえ役員報酬制度の見直しや事業環境の変化等勘案し、取締役の報酬額を年額1億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額1,500万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）と改めさせていただきたいと存じます。

本議案は、役員退職慰労金制度の廃止に伴う役員報酬体系の見直しおよびその支給水準等総合的に勘案し、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会で決定していることから、相当であると判断しております。

なお、現在の取締役6名（うち社外取締役1名）であります。第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は3名（うち社外取締役1名）となります。

第8号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役に対する退職慰労金打ち切り支給の件

本株主総会終結の時をもって任期満了により、取締役を退任いたします土井祐二氏、安岡廣氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

退任取締役に対する退職慰労金は、取締役の中長期的な功労に対して贈呈するもので「取締役および監査等委員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針」および「退職慰労金制度」に基づいており相当であります。なお、具体的な金額、贈呈の時期および方法については、取締役会に一任願いたく存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
どいゆうじ 土井祐二	2012年6月 当社取締役総務部長（現任）
やすおかひろし 安岡廣	2011年6月 当社取締役 2020年4月 当社取締役東京管理本部長兼エンジニアリング部構造改革担当部長（現任）

また、当社は、取締役の報酬体系の見直しの一環として2023年3月17日開催の取締役会において役員退職慰労引当金制度を本総会の終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第3号議案でご承認いただいた場合に選任される取締役のうち大西宏司氏、濱田悦男氏並びに新たに執行役員に就任する原田俊和氏に対して、本総会終結の時までの在任期間に対する退職慰労金を、「取締役および監査等委員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針」および「退職慰労金制度」に基づき、相当額の範囲内で打ち切り支給することとし、贈呈の時期は各氏の役員又は執行役員の退任時としたうえで、その具体的金額、方法等は、取締役会に一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
おおにしひろし 大西宏司	2010年6月 当社取締役 2016年6月 当社常務取締役生産本部長 2017年6月 当社代表取締役常務生産本部長 2018年6月 当社代表取締役社長（現任）
はまだえつお 濱田悦男	2017年6月 当社取締役 2021年6月 当社常務取締役経理部長（現任）
はらだとしかず 原田俊和	2019年6月 当社取締役 2020年4月 当社取締役セラミックス営業本部長（現任）

(注) 退職慰労金：土井祐二、安岡廣
打ち切り支給：大西宏司、濱田悦男、原田俊和
ただし、打ち切り支給金は退職時まで留保し、長期未払金にてその残高を計上する予定です。

第9号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock）」）（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、第7号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬に係る報酬枠とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は2名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

(2) 本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者は、本制度の対象外とします。）及び執行役員

(3) 信託期間

2023年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）。

(4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2024年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2023年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役等に対して付与するポイントの上限数は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり52,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、156,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2023年3月16日の終値573円を適用した場合、上記の必要資金は、約90百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり52,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は156,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、52,000ポイント（うち、当社取締役分として30,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数52,000株の発行済株式総数11,935,457株（2023年3月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.4%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、下記(7)の受益権確定時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されるこ

ととなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

3. 取締役等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

(1) 譲渡制限の内容

取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社又は当社の子会社（以下「当社グループ」という。）における役員たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

(2) 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記(3)の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

(3) 譲渡制限の解除

取締役等が、当社グループにおける役員たる地位の全てを正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合で、かつ、当社株式の給付を受けた日から退任日までの間、継続して、当社グループの役員であったことを条件として、当該時点において譲渡制限を解除すること

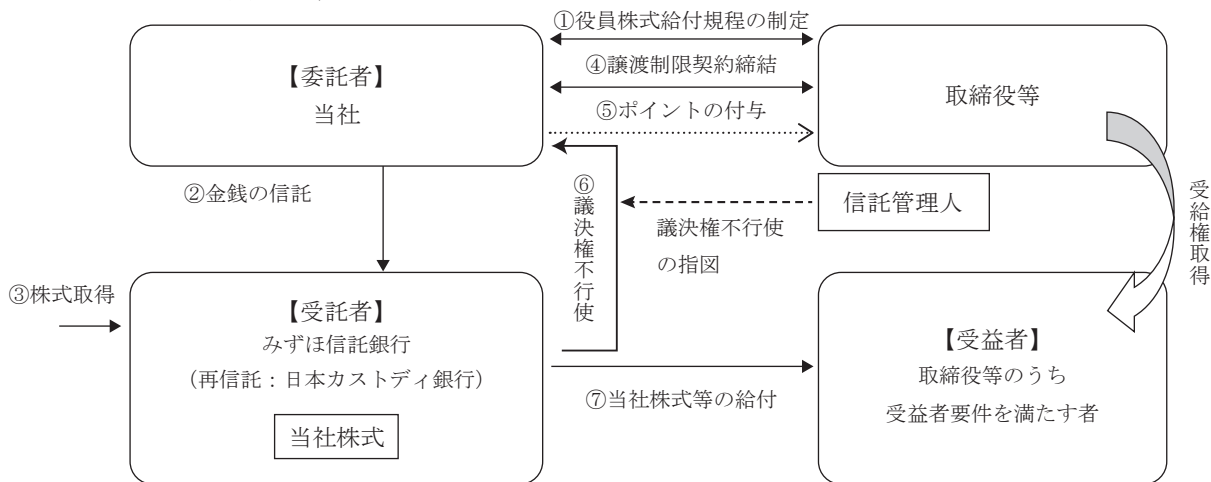
(4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

〈ご参考：本制度の仕組み〉



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結しません。
- ⑤ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の期日に取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

【参考：役員報酬等の内容の決定に関する方針等】

第154期（2023年度）における当社の取締役の報酬等の決定方針については、第153回定時株主総会において取締役の報酬等に関する議案が原案どおり可決されることを条件として、以下のとおり定めました。

(1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえ適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（賞与）及び業績連動型株式報酬により構成し、監査等委員である取締役およびその社外取締役は、その職務に鑑み、基本報酬のみの支給とする。

(2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

(3) 業績連動報酬の内容および額またはその算定方式の決定に関する方針

(報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標KPIを反映した金銭報酬(賞与)及び非金銭報酬として譲渡制限付き株式報酬とし、各事業年度の営業利益率の目標値10%に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、適宜、環境変化に応じて指名・報酬諮問委員会の審議・答申踏まえた見直しを行うものとする。

(4) 金銭報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし、指名・報酬諮問委員会において検討を行う。代表取締役社長は指名・報酬諮問委員会の審議・答申内容を踏まえ、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、下表のとおりとする。

	基本報酬	業績連動報酬			評価配分	
		短期 現金賞与	中長期 非金銭報酬	合計	業績連動	個人評価
代表取締役	55%	38%	7%	45%	130%~50%	130%~70%
常務	55%	38%	7%	45%	130%~50%	130%~70%
取締役	65%	28%	7%	35%	130%~50%	130%~70%
社外取締役	100%	0%	0%	0%	—	—
取締役(監査等委員)	100%	0%	0%	0%	—	—
社外取締役(監査等委員)	100%	0%	0%	0%	—	—

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会の決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および業績連動賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、その答申の内容に従って決定しなければならない。

以上

株主総会会場ご案内略図

会 場 大阪府堺市堺区戎島町4丁45番地の1
ホテル・アゴーラリージェンシー大阪堺 3階 ガーデンコート
電話 072-224-1121

- 交 通 最寄駅 南海電鉄南海本線 堺駅
(堺駅西口からホテル・アゴーラリージェンシー大阪堺2階への連絡通路があります。)
- ・新幹線(新大阪駅)……地下鉄御堂筋線(難波駅)……南海電鉄南海本線(堺駅)
所要時間約45分
 - ・関西国際空港……南海電鉄南海本線(堺駅)
所要時間約30分

